

第2回 子育て・教育・働き方ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年9月29日（水）10:00～12:00
2. 場所：中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※ZOOMによる開催
3. 出席者：
（委員）大槻奈那（座長）、中室牧子（座長代理）、本城慎之介
（専門委員）宇佐川邦子、工藤勇一、鈴木俊晴、水町勇一郎、森朋子
（政府）河野大臣、井上内閣府審議官
（事務局）村瀬室長、辻次長、吉岡次長、渡部次長、山西次長、黛参事官
（説明者）（文部科学省）
淵上孝 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
小幡泰弘 総合教育政策局教育人材政策課長
（有識者）
中原健聡 認定特定非営利活動法人Teach For Japan 理事長

4. 議題：

（開会）

1. 特別免許状等多様な外部人材の教員への登用に関する制度について
2. オンライン授業の実施状況について

（閉会）

5. 議事概要：

○黛参事官 それでは、時間になりましたので、第2回「子育て・教育・働き方ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多様中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに事務局から、会議に関する連絡事項を申し上げます。

本日はオンライン会議となりますので、お手元にあらかじめ送付いたしました資料を御準備いただきますようお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくとともに、発言される際には、ミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかにミュートに戻していただくよう御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出席状況についての御報告でございます。

本日は、河野大臣に御出席いただいております。なお、河野大臣は、この後、用務がありますので退席されると伺っております。

また、菅原委員につきましては御欠席となります。

それでは、御出席いただいております、河野大臣から御挨拶をいただきたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひいたします。

○河野大臣 おはようございます。

本日も委員の皆様方、規制改革の御議論に御参加をいただきて感謝申し上げたいと思ひます。

今回は、外部人材の教員への登用について御議論をいただきます。これまで取組を進めてきた割には、実際に登用された件数が全国で年間200件程度にとどまっております。中学校・高校では、免許外の担任が、中学・高校を合わせて1万件を超えているという現状がございます。また、小学校でも非正規の教員の採用で対応している。教育現場の人手不足はかなり深刻だと思ひます。速やかに外部人材の登用制度を活用して、教育の質の向上を図っていく必要があると思ひております。

また、あわせて、オンライン授業についても御議論をいただきます。オンライン教育につきましては、制度上の制約はほとんどなくなりましたが、まだ十分に活用されているとは言えません。

教育の現場からは、オンライン授業が出席扱いにならないのは疑問だ、あるいは保護者からは、オンライン授業での学習内容が十分なのかどうか不安だといった指摘も聞いております。また、オンライン端末を使いたいじめにより、自殺されたという痛ましい事案もございました。

こうした状況を踏まえまして、オンライン教育から後退するのではなく、どうしたら子どもたちが安心してオンライン授業を受けられるのか、知恵を絞って、また、学校現場の創意工夫を促して、質の高い教育を実現するためのオンライン授業のさらなる活用を進めていく必要があると思ひております。

文科省には、今日の委員の皆様のお意見を踏まえて、速やかに結論を出して対応いただくようお願いをしたいと思います。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○黨参事官 大臣、ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。

大槻座長、よろしくお願ひいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。おはようございます。

河野大臣には、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは議題1・特別免許状等多様な外部人材の教員への登用に関する制度について議論したいと思います。

本件については、今、大臣からもありましたけれども、いろいろと規制改革推進会議の議論等を受けた形もあり、様々御対応いただいているところでありますが、改めて本年6月の閣議決定された実施計画に関わる対応状況につきまして、文部科学省からヒアリング

を行いたいと思います。

本日の御説明者ですが、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長、小畑泰弘様にお越しいただいています。

それでは、10分程度で御説明のほうをよろしく願いいたします。

○文部科学省（小幡課長） 今、御紹介いただきました文部科学省の教育人材政策課長の小幡でございます。私のほうから少し説明をさせていただきます。

資料は、今、モニターにも出ていますが、規制改革の実施計画を受けた教員資格制度に係る規制制度の見直しについてという資料で説明させていただきたいと思います。

まず、2ページ目を御覧ください。

これが今年の6月に規制改革実施計画としてまとめていただいたものでございます。今年度中に措置するもの、また、令和4年度までに結論をし、速やかに措置するもの、この2つに分けていただいているところでございます。

今年度の措置というものは、bでございますが、特別免許状の授与に関する指針を改訂するというところでございました。

内容としては、通年の申請を可能にすること、また、時間を短縮することを都道府県教育委員会に要請する。また、特別免許状取得者が、現在の規定の中では教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験という要件がございましたが、これを廃止すること。

3つ目として、都道府県教育委員会の基準の明確化、透明化を行うことということが書かれていたところでございます。

また、令和4年度までに検討し、結論、速やかに措置するものとして、5個ございます。a、c、d、e、fでございますが、まず1つ目は、教員の質の議論を行い、教員免許制度や免許更新制について見直しを行うこと。

cとして一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に免許状を取得できるよう、特別免許状を活用した仕組みを検討すること。

また、特別免許の活用を加速するため、都道府県教育委員会が能力、経験の基準を明確に定めるとともに、学校長の推薦を待つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた授与が行えるようにすること。

dとして、社会人登用を進めるため、インターンシップのような仕組みをすることとか、学校外でのマネジメント計画の考慮を行うこと。

eとして、社会人登用に必要な採用プラットフォーム等の整備。

fとして、社会人等の学校への関わり方や、必要な手続・要件の実情を把握し、多様な人材を積極的に活用する。

こういった項目についてまとめていただいたところでございますので、この後、それぞれ今の見直しの状況について説明をさせていただきたいと思っております。

3ページ目を御覧ください。まず、今年度中に措置すべき特別免許状の授与に関する指針の改訂でございます。こちらについては、5月11日に改訂をし、公表して、都道府県

教育委員会等に通知を既にさせていただいているところでございます。

主な改訂の内容については、ここにまとめさせていただいているものでございます。赤字のところは、改訂のポイントをまとめたものでございます。

規制改革実施計画の中では、直接言われているものが改訂のポイント6と8というところでございますが、今回、それを含めて全体としての改訂をしたところでございます。

それぞれ簡単に説明させていただきます。1つ目が、改訂のポイント1でございますが、これまで教員としての資質の確認ということの要件といたしまして、教科に関する専門的な知識または技能を求めていたわけでございます。①と②いずれか該当することが必要であったわけでございますが、今回オリンピック等国際大会の出場者は体育の免許、また、国際的なコンクールや展覧会で活躍した方が音楽、美術、博士号取得者は専攻分野に相当する教科といったように、こういった確認基準によらない特別免許状の授与を可能にするよう、指針を改訂したところでございます。

また、改訂のポイント2として、それまで、600時間というものが、この学校での経験として求められていたわけですが、こちらの600時間というものを廃止して、例えば、特別非常勤講師が継続して1学期以上勤務した場合には、もうそれでいいとするというような形で改訂をさせていただきました。

また、3として教科に関する専門分野に関する勤務経験の中で、企業等という形での例示であったわけでございますが、こちらには、NPOとか、そういう団体での経験も加味できるように明記したところでございます。

また、改訂のポイント4でございます。こちらは、社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見についての確認のところでございますが、こちらについては、学習指導員とか、また、学校外での経験のフリースクール、こういったことも加味できるように、明記をさせていただいたところでございます。

また、ポイント5は、これまで、第三者の評価を通じた資質の確認と、基本的に面接で、それを確認したわけでございますが、これが勤務状況をしっかり把握しているような場合には、面接によらない確認も可能にすると、これも明記しました。

また、6については、規制改革会議でまとめていただいたものでございましたが、申請について、常時受け付けるとか、迅速な手続をすること、また、基準の明確化、手続の透明化等を都道府県教育委員会に要請したところでございます。

また、改訂のポイント7は、研修の促進でございます。8として、これも計画の中で求められていたものでございますが、これまで2割を超えて配置するものが、3年以上の経験があるとか、そういった細かい規定を設けていたところでございましたが、こういった配置割合の基準を全て廃止させていただいたところでございます。

これを、今年の5月に、都道府県教育委員会に通知させていただいておりますので、これを踏まえた対応を、これから都道府県教育委員会に求めてまいりたいと思っております。

これが1つ目の今年度中にやるべきこととありますが、残りの5つの、来年度中までに検討結論をし、速やかに措置するものについて、それぞれ説明させていただきたいと思っております。

今、規制改革実行計画なども踏まえて、中央教育審議会のほうで、教師の養成、採用、研修等の在り方についてという議論を進めているところでございます。

これは、今年の1月に、これは児童生徒の、どういう令和日本型学校教育が、これから求められるかという答申がまとめられたわけとありますが、これを担う教師はどうあるべきか、こういった形で、非常に全体的な諮問になっているところでございます。

真ん中のところに少し書かせていただいておりますように、日本型学校教育を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教員の養成、採用、研修等の在り方について既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上するという形で、かなり大掛かりな諮問になっているところでございます。

その内容としては、下に書いている5つの項目とありますが、①にありますように、教師に求められる資質能力の再定義ですとか、②にあります、高い専門性を要する、質の高い教職員集団の在り方、これがまさに、多様なルートから教師になるようなことを検討していくようなこととなります。

③として、ここが一番規制改革会議と重なってくるということとありますが、教員の免許の在り方、免許更新制の抜本的な見直しということで、特別免許状をもちろん含めた形での免許の在り方をここで議論しているところであります。

また、この中で、教員免許更新制の見直しについてということもありましたので、こちらについては先行して議論して、8月23日に方向性を示して、今、パブリックコメントの準備を進めているところでございます。

④として、教員養成大学とか、教職大学院の在り方。

⑤として、教師を支える環境整備、こういったことを、中教審で、今、議論をしているところでございます。

5ページに、先ほどちょっと簡単に触れましたが、免許更新制について、先行して議論していると申し上げまして、方向性を出したところなのですけれども、こちらにちょっと細かくなりますが、審議のまとめ案の概要とさせていただきます。

今日の本題ではございませんので、内容については触れませんが、結論から申し上げますと、教員の学びというのは大事である。ただ、免許更新制というのは、今、これから求められる学びと、いろいろ整合性がないとか、なかなか矛盾点があるということもございましたので、教師の学び、研修は充実していくけれども、免許更新制については、制度としては廃止をしていく中で発展的な解消をしていくというのが、今回の方向性となります。

そういうことで、今回この審議の方向性を受けて、来年の通常国会に免許更新制廃止す

べく、法律の提出を進めていくということを今準備しているところでございます。

次のページでございます。

免許更新制以外の様々な課題についても、これから議論して埋めていくということで、これは9月27日、今週月曜日に論点として中教審で提示されたものでございます。具体的には、ここに書かせていただいているものでありますが、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構築するために、どういったことが必要になってくるかということ、これからしっかり議論していくというものでございます。

まず、社会人登用を促進するためということで、免許、採用の在り方について議論しているところで、時間の関係もでございますので簡単に御説明いたしますと、特に2つ目の項目にありますように、社会人との多様化するライフスタイル、多岐にわたる専門性に合ったものとなっているか、社会人等の、これまでの実務経験を適切に評価するようになっていかなどの観点から、特別免許制度を含めて、制度の在り方について検討してはどうかということを示唆させていただきます。

また、教師を任命する任命権者等が、多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるよう環境整備も検討してはどうかということで、こういった具体的な運用の中身についても、これから検討していきたいと思っています。

具体的には、特別免許状については、例えば、学校現場に参画する者の専門性に対応できるよう、授与教科区分を見直すことや、②として、そのような者にとって免許状授与の予見可能性を高める観点から、必要手続や授与基準を透明化することが考えられるのではないかと。また、教育現場の実情を踏まえて都道府県教育委員会が自らイニシアティブをとって授与が行えるようにすることが考えられるのではないかと。この論点を提示されているところでございます。

そのほかにも、特別非常勤講師制度とか、また教員資格認定試験、こういった外部人材を登用するルートがございますので、これから中教審において議論していくこととなっております。

次に7ページを御覧ください。

これは、外部人材を活用する事業ということで、予算事業として行っているものでございます。学校現場と多様な経験背景を持つ人材をつなぐ在り方の研究事業ということで、今年度もやっておりますが、来年度も今概算要求しているものでございまして、特にオリンピック・パラリンピックもございましたので、今は、このオリパラのアスリートを1つのメニューとして進めているものでございますが、人材の掘り起こしから採用、さらには必要な研修、講習、そういった採用後のサポートを含めた全国的な仕組みを構築していき、これをアスリート以外の分野にも広げていくような形で展開して、社会人登用の採用プラットフォームの構築につなげていきたいと思っております。

8ページを御覧ください。8ページは学校管理職の在り方についてでございます。

マネジメント経験を重視すべきということでございますので、これも中教審の特別部会

で提示されたものでございますが、まずは学校管理職に求められる資質能力ということをもとめているところがございます、学校経営方針の提示、組織づくり、学校外でのコミュニケーション、こういったマネジメントが大事だという形で、今、まとめているところでございます。

また、今後これを基に、登用の在り方についても議論していきたいと思っております。

最後になりますが、すみません、駆け足の説明で恐縮でしたが、今、社会人等登用の多様な人材の活用についてということでございますが、ここがございますような、様々な学校との関わりの度合い、頻度とか、業務内容とかございますが、それに応じて、様々な外部人材が参画する制度は、このような形で現在あるというものでございますが、先ほど河野大臣からも、御挨拶の中にありましたように、制度はあるのだけどなかなか進んでいない現状がある。そういったことを踏まえて、この制度をどう変えればいいのか、また制度をどう運用すればいいのか、こういったことをしっかり文科省として検討していく必要があると認識しているところでございます。

そういうことで、今回、中教審の中でも議論をしているところでございますけれども、大臣のほうからも、速やかに措置をするというような御指示もありましたので、文科省としてもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、規制改革会議の皆様のご意見をしっかり受け止めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

次に、学校現場における教員の採用について、多様な人材を独自に選抜し、検証を行った上で、連携している自治体の学校現場へ送り出す活動を行っている認定特定非営利活動団体Teach For Japanさんからヒアリングを行いたいと思います。

本日は、中原健聰理事長に御出席いただいております。

中原様には、本日議題としております特別免許状をはじめとする制度の学校現場における活用状況と課題について、10分程度で、恐縮ですが、お願いしたいと思います。

○Teach For Japan（中原理事長） ありがとうございます。Teach For Japanの中原健聰と申します。時間も限られていますので、画面共有を始めさせていただきます。

簡単な自己紹介になりますが、ファーストキャリアはサッカー選手で、その後、本法人のフェローシップ・プログラムで教師として2年勤めた後、私学の経営再建に携わり、2019年よりTeach For Japanの代表理事に就任いたしました。昨年より自治体や経済産業省の委員会にも出席させていただいております。

我々は全ての子どもが素晴らしい教育を受けることができる世界の実現をVisionに活動しております。日本においては、教育機会の均等において水準は高いようですが、適正分配ではなく過度な均等分配の傾向により、教育効果の公平性は担保されておらず、全ての子どもが適応しなければいけない公教育の在り方になっています。その環境を抜本的に改革し、全ての子どもに適用できる公教育の在り方実現するために活動しております。

我々の活動内容を説明させていただきます。我々は臨時免許、特別免許の制度を利活用

して、入職の多軸化から様々なバックグラウンドやスキルを持った人材が学校現場で協働できる環境の実現をしております。ハードルの一つは、我々のプログラムは原則2年間学校現場で教師としてフルタイムで働くこととなりますので、2年間限定のキャリアに飛び込む人材を確保することは困難で、人材を2年間共有してくれる企業もありません。

実は、今年度我々のプログラムに参加したいと来ていただいた文部科学省の職員の方がいました。その方は、人事の方に2年間、学校現場に出たいと折衝を行ったところ、それがかなわず、研修の途中で辞退されました。文部科学省も、外部人材の活用推進をうたっている以上は、もっと柔軟に御協力いただき、企業よりも率先していただきたいです。

また、これからの教師に求められる資質、能力を検討するにあたり、今年度より現職の先生も受入れております。我々の研修の特徴は、人は如何に学ぶのかという問いを起点に、学習科学、脳神経科学を土台に最長9ヶ月で設計しており、学校現場に適応でき、学習者中心の教育活動を実施できる人材育成を目指しております。今回は入職に当たり、免許制度を主に取りあげられていますが、重要なのは入職する手段よりもプロセスを整備することだということを、申し上げておきます。

我々のプログラムは、参加者本人とTFJの間に雇用関係はなく、地方自治体と御本人が契約されて期限付きの常勤講師として入職していく形になっております。

プログラム期間の2年間は、TFJ事務局から学校現場に伺ったり、定期的に研修の機会も提供し続けています。この2年間のプログラム中に、臨時免許から特別免許へ切り替えたのは過去1件だけあります。そのほかは、資格認定試験や科目等履修によって免許を取得し、参加者の約50%は、継続して学校現場に残られているのが現状です。

教員採用の現状について課題は次の通りです。赤枠で囲われている都道府県において、今後10年で約50%近くが定年退職される事実がある中で、それを補うだけの採用計画は一切ありません。学校現場に入職を希望する人数が大きく減っているわけではなく、間口が広がっているにもかかわらず、応募する人数が変わっていないというのが、倍率低下の1つの要因です。今後、35人学級を整備する上で教員を確保しなくてはならないが、このままの入職の在り方では到底人材不足の課題は解決されません。入職の在り方を抜本的に改革する必要があると考えています。多様なバックグラウンドや役割を担える人材が効果的に入職する免許や制度等と、入職する方の資質能力を事前に見極めたり、現場に適応したりするプロセスを構築することが重要になります。

その点において、我々の実績から見えている課題等について、お伝えしたいと思います。

まず、特別免許につきましては、令和の日本型学校を構築していく上でも活用の記載がありますが、都道府県教育委員会はその認識は一切ございません。普通教員免許に変わるクオリティコントロールができないという意見や、10年間雇用することが前提なので単に外部人材を活用するために授与できないと認識をされているようです。国が示している意図が伝わっていないのと、10年の有効期限を、雇用を保証する期間と認識したりしているのが現状です。

また、小中学校の管轄は、市区町村の教育委員会にもかかわらず、免許を発行できるのは都道府県教育委員会のため、要件を満たして推薦書も書いて都道府県教育委員会に申請したところで、それを前例がないなどを理由に止めているのが実態です。我々も連携している市区町村と一緒に都道府県教育委員会に行きましたが、国の方針などを説明しても理解されず、取り組もうとする姿勢が見られません。現状の制度を緩和したところで心理的ハードルによって取り組まないことを選択できるこの制度は、今後も運用が見込まれません。新たな制度を作る、もしくは、免許発行の権限を移譲するなどの改革をする必要があります。

臨時免許の認識も変える必要があります。現在は、「普通免許状を有する者を採用できない場合に限り授与する」ということで、外部人材を活用するための手段にはなっていませんが、人材不足や社会構造の変化を捉えると、特別免許より短期で柔軟な免許制度として臨時免許を位置付けてはどうかと考えています。臨時免許を利活用して、実務を伴いながら学校現場で働く人材として資質能力を高め、特別免許に発展するようなプロセスを構築することを提案します。もちろん、臨時免許で入職する前に研修等の機会で見極めがあることが前提です。

最後に特別非常勤講師についてですが、我々のプログラムを経て入職した学校数は150を超えていますが、特別非常勤講師制度は活用の議論にすら挙がらないのが現状です。特別非常勤講師はゲストティーチャー等でも事足りるときに、その事務的手続のコスト、また、時給1,500円程度しか払えない中で人材を探せないのが実態です。民間の塾とかは、1コマ当たり6,000円ぐらい支払うわけで、その対価で到底人が集まるわけありません。全く実態やニーズにそぐわない制度です。この内容は文部科学省の人材政策課の担当者の方にも共有させていただいています。

教員の質についての議論ですが、教員の経験年数が、どれだけ生徒たちの学習成果に影響を出しているかの研究では、着任後1、2年目に大きく飛躍するが、3年目から5年でピークを迎え、それ以降は横ばいになる。そして、27年目以降は、下降するという結果があります。この結果から1つ危惧しなければいけないのは、学校現場の人材の不足を、再雇用で賄っている実態です。この研究結果のように、適応的熟達ではなくて、定型的熟達によって学校現場に居続けるばかりに、子どもたちには、良い影響を与えない人材がいて、そういった人材を再雇用してしまうと、子どもたちには有益ではないという恐れがあるので、十分考慮する必要があります。

このラテラルエントリーというのは、我々のプログラムの文脈と同様で、民間から学校への入職・転職になります。ここにおいても重要な観点があります。民間からの転職にあたり、研修などを受けた経験があるか、無いかという点です。学校現場に入職した後に、社会人、企業での専門性をうまく適応させ、先生たちと同等の効果を上げている方と、民間から転職したが、ご自身の経歴や専門性を生かせず効果的な影響がない方がいます。

外部人材の推進は目的ではなく、より良い教育を実現するための手段ですので、どのよ

うなプロセスを構築することで目的が達成できるのかを議論をする必要があります。

また、セカンドキャリアティーチャーの研究分野で言われているのが、民間から転職する際に、思いを持っている分、そのギャップがあります。その理想と現実のギャップに耐え切れず、セカンドキャリアティーチャーの方がファーストキャリアで教師になる方より離職率が高いという研究結果にあります。我々Teach For Japanは、心理的安全性を脳神経科学からアプローチしており、そういった離職を予防するアプローチもしております。そのため、外部人材の活用は通常の教員養成課程にはない特性が必要になりますので、教員養成大学とは別に人材を育成できる機関が必要になってきます。

以上の点を踏まえ、主に4つの提案をいたします。

一つ目は臨時免許や特別免許の発行権限を市区町村の教育委員会にも与えること。小中学校を管轄している市区町村の教育委員会にその権限がなく、多様な人材の入職が進みません。この権限を委譲する必要があります。

二つ目は、小学校は学級担任制が主なので、特定の教科にしか授与されない特別免許は実態に合いません。小学校において特別免許は全科目対応で担任ができるというようにする必要があります。

三つ目、従来の特別免許とは別に、より短期で有効な免許制度を策定できればいいですが、それが難しくともBPのような認証プログラム等、都道府県教育委員会の心理的ハードルを下げる施策の検討が必要です。臨時免許から特別免許に発展するような入職の在り方以外にも、資格認定試験のように認定された機関から免許を出せるような仕組みも増やすことも必要だと思います。

最後に、地方公共団体の働き方という点で、例えば、民間から出向で教員ができるとした場合、退職しなくてはいけないのが現状ですけれども、期限付きとして入職する場合は、民間に籍があっても大丈夫だとか、柔軟性を持たせることが必要です。

Teach For Japanからは、以上になります。ありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。御意見、御質問がある方は、Zoomの手を挙げる機能で、いつもとお手挙手をお願いします。こちらから御指名させていただくので、そのときに発言してください。いつものとおりですけれども、簡潔にお願いできればと思います。

本件につきましては、まず、現役の校長先生でいらっしゃる工藤専門委員及び森専門委員から御意見を伺ってみたいと思いますので、工藤専門委員、森専門委員の順で御発言をお願いしますでしょうか。

○工藤専門委員 工藤です。ありがとうございます。

今日のテーマについては、本当に言いたいことがたくさんあって、簡潔にとってもなかなか難しいのですけれども、今のTeach For Japanさんのまとめ部分、課題となったところ、全く同感するものばかりです。

一言で公立学校の人事について問題点を挙げるとすれば、ヒト・モノ・カネの権限が現

場がないと、そこに尽きると思うのです。

人事が、例えば国の施策によって都道府県教育委員会に預けられて、都道府県教育委員会が、その全てをある意味では牛耳っている。特に小中学校については、設置者が市町村教育委員会にあるので、人事もある種、ひもづけられたお金しかないという実態がある。ですから、いくら特別免許を発行してくれと言っても、都道府県の教育委員会とマッチングしないということが起こっていると。

少し具体例を挙げると、例えば、配置基準というのか、教員の配置基準みたいなものが自治体ごとに決められているわけですがけれども、そもそもこれが非常にゆとりがなく、教科によってはあまりにもアンバランス。

例えば、中学において美術という教科は、週当たり1クラス1時間しかないのです。小規模の学校で、1年、2年、3年と3学級しかなければ、この教員が持つのは3時間しかない。同じような教科というのは、音楽とか、それから技術家庭科はもっと少なく、3年生は隔週で1時間なので、技術の教員については、もし3学級しかなければ、2.5時間しかない。

一方、数学とか英語の教員は、週当たり29コマのうちの24コマぐらい持っている。そのぐらいのアンバランスがあるわけです。でも、全体の配置基準が決まっているために、ゆとりがなく、特に地方の場合には、免許外の教員が、その教科を教えている実態がある。

実は、僕は、もう40年近く前になるのですけれども、山形で教員をやっていた時代があって、そのとき、僕は数学の教員ですけれども、理科を免許外で教えていました。5年間理科をずっと教えていたのですけれども、そういったことがどうしても求められるということになるわけです。

特に目立つのが、特別支援教育です。特別支援教育については、東京都の場合、全都に相当な特別支援学級が、小中にはあるのですけれども、恐らく免許を持っている教員は半分ぐらいしかいない。僕がいた当時は50%ぐらいしかいなかったですね、免許を持っていない教員が特別支援学級を教えているという実態があると。

なぜといったら、そもそも特別支援の免許はなかなか取れないというのがありますが、全体的な配置基準の中でやはりコントロールされている実態がある。

いくつか具体例を言うと、まずは産休代替とか育休代替ですね。産休代替、育休代替で教員が育休に入ると、そうすると、当然代替りの教員を雇わなくてはいけなくなるのです。学校の中にはゆとりがないために、外から雇いに来ると。外から雇いに来ると、名簿登録されている教員を探すわけですがけれども、ほとんど見つからないのが実態です。そうすると、正規の教員が1人いなくなるのですけれども、それを代替する教員が見つからないために、その教員の持っている時数を非常勤講師であてがおうとして複数の教員が入ってきて、結果として、その学校の教育力が下がるみたいなことが起こる。

ですから、育休、産休が取りづらいという、そういう環境がもう蔓延しているというこ

とです。

もう一つ例を挙げると、事務方の、すごい細かいレベルの話なのですけれども、例えば、通常学級の人事と特別支援学級用の人事というのは、役所の中で事務担当が別々にいるのですよ。別々にいるために、それぞれの設置基準があつて、それぞれの配置をするわけです。特別支援学級は、生徒の在籍が8名で1学級と数えるのですが、8名を超えて9名になると、2学級と数えます。では、配置基準はというと、学級プラス1名という配置基準なので、2学級しかなければ、3人の配置です。3学級になれば4人の配置ということになるわけなのですけれども、来年度入学してくる子どもたちが何名なのかというのは、見通しが立たないわけです、公立の場合。今年、在校生が9名いますとなると、8名を1名超えていますから、2学級扱いなのですけれども、そうすると、教員が3名要ると、でも来年、9名のうちの3人卒業します。そうすると9から3を引いて6名ですと。それで、1年生に3名入ってこないで2学級になりませんから、当然、1学級として来年は、とりあえず、ぎりぎりのところで東京都、都道府県に申請するわけです。そうすると、3名いた教員を1名出さなくてはいけなくなるのです。古い教員から基本的に出さなくてはいけなくなるので、ベテランの教員が出ていくと。ぎりぎり来年何名が入りますかと分かるのは、下手をすると3月ぐらいだったりするのです。人事の全部が終わってから、そのときに、やはり3名になりましたというと、東京都に申請すると、新規採用教員が入ってくるといふことになりますね。ベテランが出ていって新規採用教員が入るといふことが起こる。その上で新規採用教員というのは、当然、特別支援教育の免許を持っていないですから、免許を持っていない人を、特別免許というわけではないけれども、特別支援学級を教えましょう、みたいなことが起こるわけです。

つまり、役所の人事が、事務担当が相変わらず昔のまま、インクルーシブな共生社会をつくろうと言っているのに、人事そのものは相変わらず別々の設置基準で行っていて、担当者は、事務担当も違うために、この横の連携もできないような仕組みになっているというようなことも起こっている。

いろいろあるのですけれども、とりあえず、そんなところに問題提起というか、そういう形でお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、森専門委員、お願いします。

○森専門委員 森でございます。

私は、主に小学校の立場から少しお話をさせていただきたい。そして、ヒト・モノ・カネが、今ないという話があったのですけれども、私の場合は私立ですので、そこは比較的控制下にある。でも、それでも問題があるよという話をさせていただくということです。

3つございます。1つ目は、まずはやはり特別免許、小学校の、いわゆる科目の制限権というのはなぜなのかなというのは非常に強く思います。小学校は、そもそも全科目教え

られるということが前提になっている教員の中で、この専科というものの、教科担任制にどんどんなっていくということはおいても、非常に使いにくい。

ですので、これに関しましては、ぜひ御議論いただきたいと思っております。

今年の5月の指針の改訂は、すばらしい速度でやっただいていただいているので、そういう意味では感謝をしつつも、小学校に関しましては、もう一步、このところでは御検討をいただきたいと思っております。

また、2番目なのですけれども、今の工藤先生と中原さんのお話にもつながってくるのですが、このコロナ禍においても、やはり情報系の教員というのが圧倒的に足りないです。GIGAスクールを進めていくということで、これは大変すばらしいことではあるものの、そのソフト面の整備ということが大変遅れている。

今回の町田の痛ましい事件に関しましては、リテラシー教育やログのパトロールといった人的サポートは、今の教員の現場では対応できないということなのです。

そう思ったときに、いわゆる情報のスキルを持っている教員なのか、何なのか、そこは括弧づけではありますけれども、そういった方たちからの、いわゆる個別のサポートというものが非常に重要だと思っております。こういうときこそ、やはり特別免許のかなと思っております。

当然ながら、育休、産休という、私もこの1年半の校長職の中で、こんなに先生方のライフステージがいろいろなものがあって、途中途中で、やはり自分のキャリアを空けなければいけないという物事が起きると。これは応援すべきではあるのですけれども、そんなに都合よく短いスポットで入っていただける先生を探すとなると、今は本学の場合は、すごく残念ですけれども、派遣に頼っているという現状があるのです。それも非常に高い、当然ながら正規の報酬ではあるのですけれども、非常に負担感があるといったようなところ、そして、質も分からないといったようなところで、大きな悩みがあるということです。

3つ目なのですけれども、再雇用に関しても非常に問題があって、この1年半で、私が改革を進めていく中で、やはりネックになっているのはゼネレーションギャップかなと思います。

この改革に、肌実感として理解いただけるのがちょうど50代以下かなというところであって、50代以上の先生方は、改革の意義は分かっているのですけれども、私のスタイルは、もう変えられないといったようなところを主張されています。

その中で、人生100年時代に再雇用は非常に重要なものだけれども、その観点でどうしていくのと、それが普通企業であつたら、まだ許せるといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、これから新しい時代を生きていく子どもたちの影響が多くて、これまでの高度成長期の、いわゆる概念をそのまま持っておられる先生方の雇用をどうしていかなければいけないのかということは、当然ながら、私たちとしても、今、とても直面している大きな問題だと思っております。

すみません、急ぎでしたけれども、3点、お伝えいたしました。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

お二方の意見、御指摘についても、文科省さんから御意見を伺いたいところなのですが、時間の関係から先に皆さんからの御質問、御指摘等をいただいた後に、文科省さんに今の点も含めて御回答、コメント等をいただければと思います。

それでは、挙手の順で御指名したいと思います。

では、まず、中室座長代理からお願いします。

○中室座長代理 発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。慶應義塾大学の中室でございます。

文科省様におかれましては、特別免許等について御対応いただきまして、どうも誠にありがとうございます。

いろいろ御対応をいただいている中とは思いますが、私としては、かねてから申し上げているとおり、教員の質と量にはトレードオフの関係があるということが指摘されている中で、教員の量を増やすということについては、子どもの能力を高めるというエビデンスがほとんどない中、教員の質を高めるということについては、子どもの学力や非認知能力、将来の成果を高めるという数々のエビデンスがある中で、教員の量を増やすことが先行して、質を増やすということについては、これから検討しますということがあまりにも多いというこの現状は、やはり納得がいかないものがあります。

ですので、その順序、政策は順序が非常に重要でございますので、この教員の質を高めるための免許制度の改革というのは、可及的速やかに今後進めていただく必要があるであろうと考えております。

それに当たっては、先ほど工藤先生も御指摘になったように、TFJの中原代表の御指摘は非常にいずれも妥当なものだと、私には考えられます。

まず、第1に、今回御指摘のあった兼業やクロスアポイントメントという点について、文科省の考えをお聞きしたいと思います。

プログラミングや英語といった非常に高い技能を必要とされるものについては、一般の労働市場でも引き合いが強いので、そういった人を専任で学校教員として連れてこようと思うのには無理があると思います。兼業やクロスアポイントメントについてのお考えは、いかがかと思えます。

2つ目に、工藤先生がおっしゃった、教科によってアンバランスだという、この点も非常に重要だと思います。特支や音楽などの芸術もそうですし、総合学習ですね、探究など、これについては、私の個人的な考えにすぎませんが、例えばですが、複数の学校で教えられるというような、そういう予算措置ができないものかと思えます。1校だけで教えるのではなくて、複数の学校で教えますというようなことができるような制度にできないかなということをお考えです。

3つ目ですけれども、特別免許の発行件数が200件余り、0.14%程度というのはもうさ

すがに低過ぎて、この制度がワークしていると私にはとても考えられません。2010年ごろから、Teach For Japanさんと一緒に、文科省をたびたび訪れてこの話をしていますが、10年近くこの話に関しては一向に動いていないということを考えますと、特別免許は、私から見ると、これがワークしているとは、とても思えません。

ですので、やはりこの特別免許の話をどうしようというよりかは、今後の社会の変化に応じて、都道府県が採用するだけではなくて、社会人等多様な人材を活用するという目的で、国のほうで特別免許を発行する、例えば、医師免許だったり、弁護士免許と同じように、国のほうで免許を発行するということができないか、そういう制度の在り方できないかということは、御検討いただきたいと思います。

それから最後に、中原代表がおっしゃったように、外部人材の導入自体が目的になるというのはナンセンスだと、私も思っています。

そのときに非常に重要なのは、児童生徒に対しておいせつ行為で懲戒処分を受けた者などに対して、そういった人を誤って採用することがないように、採用時点で、欠格事項を明確に定めることも重要ではないかと思っております。

こうした点についての考えもお聞きしたいと思います。

私からは、以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、本城委員も挙手いただいていますので、本城委員まで御意見、御質問をいただいた後に、文科省さんに御回答をいただきたいと思います。

それでは、本城委員、お願いします。

○本城委員 ありがとうございます。本城です。よろしくお願ひいたします。

私たちは、幼稚園と小学校と中学校の学校を運営していますが、非常に多様な人材を採用しています。教員免許を持っている人ではなくても企業の出身ですとか、システムエンジニアからNPO法人ですとか、あとTeach For Japanさんで教員をやっていた方もいらっしゃいます。

中室委員が話されていましたが、質を高めるためにどうしていくかという議論は、本当に大事ななと思っています。

風越学園でいうと、多様性をしっかりと、いろいろな経験、教員免許を持っている、持っていないということではなくて、多様な経験を持っている人が学校現場にいて、子どもに接することで、互いに質を高め合っていくということができてくるのかなと思っていますので、特別免許状というのは、教員の多様性を高めるためにも非常に大事な施策ではないかなと思っています。

現在、NPO法人の経験を持っている人が、教員免許は持っていませんけれども、事務局をやりながら担任を持っているという人事としていますけれども、そういったときにも必ず免許を持った者と組んでやらなければいけないので、そこに人手がかかってしまう。恐らく中原さんですとか、森さんも指摘されていたような小学校で普及するためにも、い

わゆる専科以外に全科も持てるようにしていかないと、人手不足ということと、質の担保というのにはつながっていかないので、ここについては、ぜひ解消していただければなと思っています。

質問としては2点です。普通免許状と同じように、特別免許状も都道府県だけではなくて、全国で使えるようにできないのかなと思っています。

普通免許は全国で利用可になっていますので、最近、移住促進もされていて、特別免許状も、そういうことというのが可能ではないかなと思っています。

兼業するとなると、例えば、風越学園の地域ですと、特別免許を持って長野県と群馬県で移動しながら2つの都道府県で2校に関わるとか、3校に関わるというようなこともできるのかなと思っていますので、ぜひその点は、御検討いただければなと思っています。

もう一つ、特別免許状の申請ですけれども、欠格事由などをはっきりした上で、本人も申請できるようにし、それをデータベース化して、いろいろな学校とか、私立ですとか教育委員会も含めて、そのデータベースにアクセスできるような形。雇用調整シェアリンクが、ちょっとあまりうまくいっているような感じはしていないのですけれども、それと似たような形で特別免許状ですとか、そういった何かお手伝いできますとか、資格がありますよという人たちに、学校側とか教育委員会がアクセスできるようなものも検討していただければなと思っています。

以上になります。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省の方々が順に御回答のほうをお願いします。

○文部科学省（小幡課長） いろいろ御意見ありがとうございました。

大変多岐にわたる御質問で、この場ですぐにお答えできないものもあるところでございますが、全ての御意見、非常に大事な御指摘だと受け止めております。

特に免許については、今の特別免許状の制度はあるけれども、なかなか実態として、200件程度だということまでワークしていないということでございます。都道府県教育委員会が特別免許状を出す仕組みになっている中で、国としても、指針等を定めて働きかけをしているところでありますが、それがなかなか浸透していないというのは、そのとおりだと受け止めております。

そういう意味で、先ほども少し論点を提示させていただきましたが、いかに都道府県が責任をもってやっていくのか、まずは透明化をしていくことがあるのかとか、あとは都道府県教育委員会が自らイニシアティブを取るだとか、そういう運用面で可能な限りのことをしっかり取り組んでいきたいと思っています。

その上で、先ほど来御意見いただいているような、小学校での特免が教科に限られているところは課題があるのではないかとか、そもそも国が出すべきではないかとか、また、その当該都道府県内だけではなくて、ほかの県でも通用するようにすべきではないかとか、本人が申請できるようにすべきではないかとか、様々な御意見をいただいたところでござ

います。特別免許状をしっかりとワークさせていくためにも、やらなければいけないことたくさんあるかと思っていますので、しっかりと検討させていただきたいと思っています。

また、人事面に関する御指摘もたくさんいただいております。県費負担教職員の在り方、また教員配置基準、さらには兼業クロスポイント、わいせつ教員の対応等々、免許だけでは対応しきれない課題かと受け止めておりますので、また、これは担当局とも調整させていただいて、また、しっかりお答えさせていただきたいと思っています。

また、個別には教師不足のところ、特に特別支援、さらには情報、その分野が非常に逼迫していて喫緊の課題であるという御指摘であったと思います。こちらについては、制度を変える必要があれば、変えていくことが大事なのですが、今の制度の中でやるべきこともあるのであれば速やかに対応していく必要があるのかと考えております。

また、教員の質を高める、これはもうすぐにやるべきだということでございました。先ほど免許更新制の廃止の方向性については、お伝えしたところでございますが、免許更新制を廃止するだけではなく、教育研修の充実というのを、しっかり今年度からやれることは進めていきたいと考えているところでございますので、また引き続き、御意見いただければと思っています。

ちょっと全体、たくさん御意見を多岐にいただきましたので、また改めて全ての意見を受け止めながら、お答えさせていただくようにしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○大槻座長 今回の点なのですけれども、確かに結果は出ないというのが、これまで続いてきて、いろいろとやっていたにも関わらず、今度こそという感じがしないでもないのですが、目標とかメルクマールとか、そういったことはおありでしょうか。あとは、タイムフレームとか、そこら辺については、お考えはありますか。

○文部科学省（小幡課長） 特別免許状のところは、この実施計画の中でも、たくさん御指摘いただいておりますので、これは、来年度中には結論を出していかなくてはならないわけですが、私どもとしても、今の教師不足の状況をしっかりと調査するとか、あとは特別免許状の運用の実態も早急にアンケートを各都道府県にとって、調べて、その上で速やかに対応していきたいと考えているところでございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ちなみに10年更新について発展的解消というところなのですけれども、普通免許だけでなく、これは特別免許の10年更新、これも含めるのですかね、発展的に解消するという点に関してです。

○文部科学省（小幡課長） こちらについても、免許の期限を無期限にすると、それは普通免許も特別免許も、そういうことになろうかと思っています。ですので10年という期限がなくなるということになります。

○大槻座長 かしこまりました。ほかに皆さんいかがですか、今、御質問、御指摘等をいただいた方から追加でございますでしょうか。

あと、中原さんから何かございますか、先ほど御要望としていただきましたけれども、今の文科省さんからの回答、コメントについて何か追加でございますか。

○Teach For Japan（中原理事長） ありがとうございます。

特別免許の利活用に関して、先ほどヒアリング等を進めるというお話もありましたが、我々は既にもう47都道府県に対して電話でヒアリングをした結果を今日お伝えしたので、あれ以上は出てこないと思います。

また、教員の質という点において議論が後回しになっているという現状において、どういった資質・能力、専門性が子どもたちに影響するのかを既存の研究から設定することは可能です。例えば、PCKは、教師の専門性の中でも重要な点だとの研究結果があるときに、そこにフォーカスした研修設計ができているか、また、定型的熟達は教育効果が下がると分かっている時に、どうすれば適応的熟達にシフトできるのかなど、学習科学の観点において学校組織を構成する必要があります。我々はその点において実績やデータも溜まってきましたので協力できます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、何かございますでしょうか。

○文部科学省（小幡課長） ぜひ、Teach For Japanの皆様の、今のいろいろな情報ですとか、これまでのノウハウなども、我々もぜひいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

まず、ここまでのところの締めくくりとしましてなのですが、私のほうから一言コメントをさせていただきたいと思います。活発な御議論、改めましてありがとうございました。

特別免許状を含む外部人材の教員の登用に関する制度の見直しですが、繰り返すようになりますけれども、これまでも非常に努力していただいていると思います。今日も様々挙げていただいたとおり、課題もかなりまだ多いという印象でございます。

小学校では、教育現場の実態をより反映して、使いやすいものにしていただきたいということ。

そして、中学校・高等学校では、依然として高水準にございます免許外担当の低減ということも視野に入れて、多様な教科での人材登用が可能となるような制度にさせていただくこと。

これらを含めて、スピード感を持って、かつ、タイムフレームをしっかりと意識していただければと思います。

今日、だいぶ時間の関係で省略をさせていただいたと理解をしていますが、委員の方々、そして、中原さんからいただいた御意見、確認、質問等につきましては、後日また文科省さんにおける検討状況を確認させていただいた上、事務局のほうから、今日は

詳細についての回答の積み残しがあるかと思しますので、そうした点について確認させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、具体的かつ実効性のある制度の早期実現に向けて検討を進めて、結論のほうを出していただけるように、改めてお願いしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

では、ここまでのところで、文科省さんにはお残りいただきますが、中原様には御退席をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○Teach For Japan（中原理事長） どうもありがとうございました。失礼いたします。

○大槻座長 それでは、続きまして議題2のオンライン授業の実施状況について議論したいと思います。

本件につきましては、本年6月に閣議決定された実施計画に係る対応状況に関しまして、引き続き文科省さんからヒアリングを行いたいと思っております。

本日の御説明者ですけれども、文部科学省大臣官房審議官、初等中等教育局御担当の淵上孝様にお越しいただいています。

それでは、10分程度で御説明のほうをお願いします。

○文部科学省（淵上審議官） 御紹介いただきました、初等中等教育担当審議官の淵上でございます。

それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

オンライン教育等の活用についてということでございます。1ページ目から、基本的な考え方ということでございますが、2ページ目に、本年1月の中央教育審議会の「令和の日本型学校教育の構築を目指して」という答申をいただいております。

ここで、今後、2020年代を通じて実現を目指す学校教育の姿といたしましては、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現ということを目標として掲げた上で、一番下のほうにございます、その環境として、ICT環境の整備なども踏まえて、これを進めていこうということでございます。

3ページ目が、その環境といたしまして、今、文部科学省で進めておりますGIGAスクールの構想、これと相まって、今申し上げたような全ての子どもたちへの個別最適な学びと協働的な学びを様々な観点で進めていこうということでございます。

また、4ページ目は、この3月に、河野大臣と文部科学大臣、萩生田大臣とのオンライン教育に関する合意事項ということを掲げさせていただいております。

最初の○にございますように、ICT環境の整備を活かして、オンライン教育を有効に活用することで、質の高い教育が行われるようにしていくということ。

あわせて、下の○でございますが、学校がこれからの社会でさらに必要性が増す社会性、人間力を身につける場でもあるとこういうことで、そうした直接的な触れ合いが基本であるということも踏まえて進めていこうということでございます。

こうした基本的な考え方にに基づきまして、進めていく所存でございます。

具体的に6月の規制改革実施計画についての現在の取組状況を、簡単に御報告を申し上げます。

6ページ目、aのICTを活用した学びの成果、課題についての検証を進めて、目標設定を行なうなど、効果的な活用に向けた取組を推進するという事項についてでございます。

これにつきましては、この取組状況のところでございますように、内閣府と連携をいたしまして、GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会というものを7月に設置をいたしまして、定量的な効果検証に着手をし始めたところでございます。

また、並行して7月に実施をいたしましたGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートということで、子ども、大人から相当数の意見をいただいたところございまして、これについては、AIなどによるテキスト解析の技術を用いながら分析を行い、主な課題と施策の方向性ですとか、御意見への回答、学校現場での工夫の事例を取りまとめたというところでございます。

7ページ、8ページ目は、今申し上げたものの少し詳細な状況になります。

補足でちょっと御紹介したいのは、10ページ目でございます。

このGIGAスクールの状況がどう動いているかということでございます。7月末時点での速報値になりますけれども、全国の公立の小学校、中学校等で、どの程度利活用が開始されているのかというデータでございます。

左側が小学校、右側が中学校でございますけれども、小学校の96.1%、中学校の96.5%が全学年または一部の学年での端末の利活用を開始したということでございます。

それから、次の11ページでございます。

この端末の持ち帰りの状況についても、併せて7月末時点での速報値でございますけれども、左側が非常時の持ち帰り、それから右側が平常時の持ち帰りということでございまして、非常時の持ち帰り学習の準備ができているところが64.3%、準備中が31.9%とこういうことでございます。

また、平常時につきましては、実施しているところが25.3%、準備中が51.0%ということで、7月末時点でございますので、2学期に始まって以降、もう少し高まっているかと思っておりますけれども、私どもとしましては、やはりここは各学校でしっかり持ち帰って、学習できるような環境を各学校できちんと整えていただいて、順次これを実行に移していただきたいと思っております。何度か通知などでお願いをしておりますけれども、引き続き、持ち帰って学習環境を豊かにしていくと、こういったことを進めていきたいと思っております。

それから、12ページがbとcの内容についてでございます。

bがオンラインを活用した、より質の高い教育を行うための最適な対応がとれるようにするというので、各種の好事例の展開についての御指摘。

それから、cについては、国内外の様々な教育資源を活用した教育が展開できるような

環境整備ということでございます。

これについての取組状況としましては、GIGAスクール構想の実現に向けて、省内にGIGA StuDX推進チームというものを新たに設置いたしまして、体制を整えて取組を始めているところでございます。

具体的には、このStuDXにおきまして、教育活動において参考となる事例ですとか、課題の共有などを通じまして、学校での指導面での支援活動を展開しているという状況でございます。

この情報を随時更新しながら、また、民間企業におけるICTの効果的な活用に関する資料なども御紹介しながら、各学校での取組を支援し、ICTの効果的な活動を促しているという状況でございます。

13ページ以降は、このStuDXチームにおける具体的な取組の状況でございます。

14ページ、15ページのようなデータを随時更新しながら、紹介しているという状況でございます。

最後が17ページでございます。

規制改革で御指摘いただいている内容としましては、不登校児童生徒や病気療養児について、自宅、病室等で行うオンラインを活用した学習を、一層円滑に行うことができるよう、1人1台端末の活用を進めるということと、それから一定要件のもとに出席扱いとして、その成果を評価に反映できることについて、引き続き周知をするということでございます。

これにつきましては、不登校児童生徒、病気療養児については、既に一定要件のもとでのICT活用の出席扱いについては、既に認めているところをございませし、また、学習の成果の評価もできるということになってございますので、これはホームページをはじめ、また各種の会議などで周知を行っているところでございます。これからも引き続き周知を行っていきたいと思っているところでございます。

なお、18ページが不登校児童生徒のICT活用についての出欠の取扱いについての考え方でございます。

19ページが、病気療養児についての指導要録上の出欠の取扱いについての枠組みについての資料になります。

20ページを御覧いただきまして、少しこの出席扱いについての制度的な御説明をさせていただきますければと思います。

学校における授業の日数というものは、全体として、左側でございます授業を行う日、それから授業を行わない日ということで、全体が構成されております。

授業を行う日というのは、授業日数と関連されているわけでございます。他方、授業を行わない日というものは、例えば土日、長期休業日などの予定された休業日、あるいは災害や感染症の発生などによる臨時休業があり、これらはもともと臨時休業等で授業を行わないと整理をされるものでございます。

それ以外の日は、基本的に授業を行う日ということになるわけですが、この授業を行う日の中にも、出席をしなければならない日と、それと、出席を要しない日というものが整理されております。

基本的には、学校ですので、出席をするということが前提となっているわけですが、この出席をしなければならない日については、出席日数ですとか欠席日数というものが出てまいります。実際に学校に登校した場合が出席となりますし、登校しなかった場合が欠席となるわけですが。

今、御説明申し上げました18ページ、19ページの不登校のお子さんですとか、この病気療養のお子さんにつきましては、学校には登校していないということですので、この出席をしなければならない日のうち、何の措置もなければ欠席日数となるわけですが、ただ、病気療養のお子さんや不登校のお子さんが一定の要件を満たす場合に、これは欠席と単純に扱うのではなくて、その学びの状況を評価しながら、出席扱いとすることができるとしているわけですが。

他方、授業を行う日数の中でも、出席を要しない日というものがございまして。これは、ここにございまして忌引ですとか、感染症などでの出席停止、これは、本人が感染症にかかった場合には、出席停止ということになります。これ以外にも、現在、コロナの関係で、例えば学級閉鎖ですとか、分散登校といった形で、出席を要しない日というものが出てきております。

この場合につきましては、そもそも出席をしなければならない日というものから除外をされてまいりますので、出席にも欠席のいずれにもならないとなってまいります。

ただ、特に今回のコロナの関係で、出席を要しない日というものが相当日数に達した場合には、学習の保障ということが必要になってまいりますので、非常時に臨時休業、出席停止などによってやむを得ず登校できない児童生徒に対して、オンラインを活用した特例の授業というものを行うことになっております。

これは、先ほど御紹介した3月の大臣合意がなされる過程において、両大臣あるいは両省等で検討の結果、創設をしたものですが、このオンラインを活用した特例の授業というものを行って、それを指導要録にもきちんと残していこうということにしているわけですが、ここの出席や欠席という概念からは、一旦外れるわけですが、学びの記録として、しっかり残していくとしているところでございます。

また、あわせて、右側の参考で書いてございますけれども、この出席日数が足りなくなるのではないかと、あるいは出席停止等にカウントされることによって、進学、進級に影響があるのではないかと懸念も寄せられているところでございましたので、そこは、影響はもともと生じないわけですが、こうした不利益な取扱いが行われまいよということ、累次にわたって通知などで周知をしているところでございまして、入試などでの取扱いで不利益などは一切生じないとなっているところでございます。

少しほかの事項も含めてでございますけれども、以上、御報告でございます。よろし

くお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。御指摘、御質問、コメント等ある方は挙手をお願いしたいと思います。

では、ありがとうございます。それでは、まず、中室委員からお願いします。

○中室座長代理 発言の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。文部科学省様のほうには御説明いただきまして、どうも誠にありがとうございました。

私からは質問したいことが3点ございます。

1点目は、GIGAスクール構想の進展と、ICTを使った利活用が進んでいるということは、非常に素晴らしいニュースかと思えますけれども、持ち帰りをしている学校や自治体が、いまだ非常に少数にとどまっているということで、家庭学習でのICTの利活用というのがどうなっているのかということについて、疑問があります。

私どもが調査を御一緒させていただいております、埼玉県さんが、2021年の2月に実施された調査ですと、1,100校のうち、およそ58%が家庭学習でICTを利用しているものの、残りは使っていないということになっています。

このときに、やはり懸念されるのが、家庭でICT環境がない児童に対して、どのように注意を払っているのかという点かと思えます。

これについても、埼玉県さんの調査によりますと、ICT環境がないという生徒に対して、全くフォローができていないと回答している学校が14%あると伺っています。

これについての現状認識は、いかがかということをお尋ねしたいと思います。

2つ目に不登校の生徒がオンラインで授業を受けた場合に、評価に反映されるということをしっかり周知していただいているということで、この点も重要かと思うのですが、私もやはり研究で御一緒している多くの学校さんが、現実には評価に反映するというところを行っていない、校長が、そういう判断をしないというようなことをおっしゃる保護者の方がかなり多いという現状があるかと思えます。評価に反映するというところを周知するだけではなくて、現実にはどの程度評価に反映されていて、実際にしないということは、どうしてそういうことが起こるのかということについて把握されているかどうか、その点もお伺いしたいと思います。

3点目に、最後に御説明をいただきました、出席停止の件ですが、不登校の場合は、オンラインで授業を受けると出席になるのに、そうではなくて、分散登校や臨時休校でオンラインの授業を受けると出席停止になるのがなぜなのかということが、やはり理解できませんでした。この点の整合性について、ちょっと補足の説明をお願いできればと思います。

私からは、以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（淵上審議官） ありがとうございます。

家庭での持ち帰りのICTの利活用の状況についてでございます。

今日もお示しをした資料の11ページでございますけれども、これは夏季休業を延長した期間中などの家庭学習の内容別の回答ということになってございます。

その際の活用の状況として、紙を活用したところが56%、それから独自に作成した学習動画の活用、それからデジタル教科書、デジタル教材の活用、同時双方向型オンライン指導ということで、それぞれ17%、30%、31%という状況でございます。

今、私どもとして持っておりますデータは、このようなデータでございまして、冒頭申し上げましたように、GIGAスクール構想をより実質化していくためには、各家庭ときちんとつなぎながら、これは家庭の保護者の方々の理解、協力も得ながらということになると思いますけれども、そういう環境を各学校で整えていただきながら、より、学校と、それから家庭との間で、豊かな学びが相互に実現できると、こういうふうに進めていく必要があるだろうと思っております。

御指摘のございました、オンライン学習を行うための環境は必ずしも十分でないというお子様方がいらっしゃる状況もございますので、文部科学省のほうでも、ICT環境の整備のための補助金を用意しているところでございまして、その追加募集なども行っているところでございます。

こうしたものにつきましても、さらに、各自治体への周知を図りながら、自治体と一緒に、環境全体の整備に努めていきたいと思っております。

それから、不登校につきましては、今、御指摘をいただきました、評価にどの程度反映されているのかということにつきましては、現状、私どもとしては把握をしていないというのが現状でございます。

今の御指摘も踏まえまして、少しどういう形で実態が確認できるかということも含めて、少し検討させていただきたいと思っております。

私どもとしても、通知を出しっ放しで、できるとしているだけでは、しっかり責任を果たしていることにならないと思っておりますので、受け止めて考えたいと思っております。

それから、3点目の不登校のオンラインと、それから、出席停止の関係でございまして。

ちょっと私の御説明が不十分だったと思っておりますけれども、そもそも、先ほどの20ページに戻るわけですけれども、もともとの学校教育でございまして、とりわけ義務教育を中心とした学校教育については、先生と子どもたち、あるいは子どもたち同士の相互の関わり合いの中で、全人格的な成長を目指していくと、これが学校教育の基本だろうと思っておりますので、基本的には、学校に登校していただいて、授業を受けていただくとか、あるいは授業だけではなくて、様々な活動をともにしていくと、これが基本でございます。

したがって、不登校で学校に来ることがなかなか難しいというお子さんについては、ここがございます、出席をしなければならない日の中に入っているのですけれども、この出席をしなければならない日のうち、来られなかった日ということで、欠席の扱いになってしまうというところでございます。

ただ、単純に欠席の扱いにするということをやっと続けていくと、むしろ、不登校のお子さん方が、様々な懸命の努力をしている、あるいは別の場所でのいろいろな学習をしながら、学校に出席をしていくという気持ちを高めていくと、そうしたことを阻害してしまう可能性もあるということで、しっかりそうした子どもたちの努力を教育上評価する必要があるだろうということで、出席扱いとこういうことにして、実態上は、出席とカウントするというようにしているわけでございます。

他方、感染症の感染拡大を防止するという観点になりますと、それは、出席をしなければならない日数ではなくて、その出席をしなければならない日数から、そもそも除外をするということになるわけでございます。

したがって、出席を要しない日のうち出席停止にする場合は限られておりまして、本人が感染症にかかっている、本人が感染症にかかっている、ほかに感染を拡大させるおそれがあるという場合には、学校保健安全法に基づきまして、出席停止という措置を命ずるわけでございますけれども、それ以外の観点で、感染拡大を防止することで分散登校を実施した場合や学級閉鎖を実施した場合、あるいは個々人の既往歴ですとか、家族の方々の既往歴なども含めて、子どもたちの感染に対する不安により、少しの間、登校を控えたいということで、校長先生から合理的な理由があると認められたような場合は、そもそも出席を要しない日となります。必ずしも出席停止ということではないのですけれども、出席を要しないということを校長が認めた日ということになります。

この場合には、そもそも出席をしなければならない日から外れておりますので、出席や欠席という考え方自体が生じないということになってまいります。

したがって、その子の指導要録上の記録としては、出席をしなければならない日数が、全体から少なくなっていくということになります。

そうしますと、今度は逆に、出席をしなければならない日数が少なかったということで、学習の機会が十分保てなかったのかということが懸念されてまいりますので、それは、両大臣の御議論で創設されましたオンラインを活用した特例の授業という形で、別途、きちんと記録を残していこうということにしているわけでございます。

少し制度が複雑でございますので、まだ不十分かもしれませんが、そのような仕組みでございます。

○大槻座長 中室さん、よろしいでしょうか。

○中室座長代理 そうですね、ちょっと言いたいことは、たくさんあるのですけれども、多分、ほかの先生が言ってくださると思いますので、ちょっとそれを待ちたいと思います。

○大槻座長 かしこまりました。

では、続きまして、本城委員、お願いします。

○本城委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

資料にありました、令和の日本型学校教育の姿というのは、すごく大事なポイントです。これをぜひ実現していきましょう。

これを実現するためには、当然ICTの活用も大事ですし、ここに書いている個別最適な学び、個に応じた学びというのも大事になってきます。

これらを実現するためには、ICTの活用も含めて幾つかポイントがあるかもしれませんが、標準授業時数をさらに緩和をしていくということは大事なポイントではないかなと思っていますので、ここについて少し質問させてください。

現在、特例校でも1割を超えない範囲での授業時数の入替えしかできません。

ところが、これだけ認知や行動の多様化が子どもたちの間で進んでいます。45分間同じものを続けることで集中力が続く子もいれば、15分刻みの方が集中力が続く子もいます。

オンラインのICTを活用して学びになってくると、さらに多様な学びのかたちが僕は広がってくると思います。

標準授業時数はあくまでも指導するのに要する時数なのですけれども、やはり学びは個々違うので、ある子は国語の単元のひとつを10時間で学べる、ある子は1時間で学んでしまうということもあります。ぜひ標準授業時数の緩和をすることで、ICTの活用はもっともっと増えると思いますし、やはり、一斉授業という授業モデルをもう変えていかないと、子どものいろんな認知ですとか行動の多様性が広がっていて一斉授業がほとんど機能していないということが現実に迫っていますので、それを変えるためにも、1年間で何を何時間教えなくてはいけないという標準時数のほうを大幅に、撤廃までいかななくても、かなり、50%ぐらいは緩和するということまで踏み込むことができないのかなと思っています。それをするので、かなり学校の多様化ですとか学びの多様化が進むことで、この令和の日本型学校教育の姿というのが実現のほうに向かっていくのではないかと思います。

この標準授業時数を撤廃すること、緩和することで、やはり個に応じた学びが進むことで、実は、ここに書かれているような協働的な学びも進むと思います。それぞれが1つの教材とか1つの指導方法で学ぶというよりも、自分に合った学びをしていくことによって、学校の中で生き生きとした姿が増えてきますので、それをお互いに見合うことで、協力し合うということも生まれてきますので、ぜひここについては、ICT活用というところにとどまらず、標準授業時数をどうしていくかというようなところの議論まで踏み込んでいただければと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省（淵上審議官） ありがとうございます。

非常に大事な御指摘ですけれども、難しい面もあるかなと思いながら、今、受け止めさせていただいたところです。

当然御指摘のように、個別最適な学びですとか、個に応じた指導というのを私どもも進

めていきたいと思ひます。

あわせて、これも御指摘のありました協働的な学びというものも豊かにしていくということだろうと思ひます。

45分あるいは50分という、この授業の1コマの時間の作り方というのをどうするのかというのは、一応標準で示しておりますけれども、例えば40分にしたりですとか、そういうことで、刻み方を工夫するということは現状でも可能になっておりまして、実際にその研究をしているようなところもございます。

それらは、子どもの学びの状況をしっかり確認しながら対応できるようにということで、そういうこととしております。また、45分の授業の中でも、個々に進度が違ふなどの様々な個に応じた授業の工夫というのなされているところがございますので、そうした工夫をさらに今進めていくということは大事だろうと思ひます。

ただ、御指摘ありましたように、個別最適な学びというものを、より実現していくために、今の枠組みだけが絶対なのかということは、もちろんあるかと思ひますので、絶えず、私どもとしては、仕組みそのものは検証しながら、標準授業時数の在り方も念頭に置きながら、どうすれば、個別最適な学びと協働的な学びのベストミックスができるのかということは、しっかり考えていきたいと思ひます。

○大槻座長 本城委員、よろしいですか。

○本城委員 45分を40分にするだとか、35分にするとかということではなくて、例えば、中1、国語140時間ですと、140時間を、国語を70までにしてしまつて、その残っている70を私の学校ではとか、私自身は、例えば数学のほうに使うとか、美術のほうに使うという形、1つの学校にいて、1つのクラスにいても、やはり時数というのをどんどん柔軟に変えていけるように、子どもごとにしていかないと、個に応じた学びというのは実現しないのではないかなと思ひます。

実際、風越学園でも同じ時間で、同じ教室にいても、国語を学んでいる子と、算数を学んでいる子と、理科を学んでいる子とが同時並行で走つたとしても、正直、子どもは何も困らないわけです。隣で国語を学んでいても、算数で学んでいても、お互い教え合つたりはします。1つの教室で同じ授業しか行われぬという授業モデルをずっと続けている限り、僕は令和の日本型学校教育の姿は実現できないのではないかと思ひますので、まずは、標準授業時数を、もっと大胆に個に応じて変更できるような制度というのを、ぜひ検討していただければと思ひます。

以上です。

○大槻座長 お願いします。

○文部科学省（淵上審議官） 今の先進的な事例も、しっかり勉強させていただいて、考えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○大槻座長 そうですね、先ほど本城委員からもありましたけれども、ICTは、やはりいい機会ではありますね、そういう意味では、せつかく個別の教育を目指すのであれば、そ

こ通ら辺のより柔軟な授業の在り方というのを今後変えていただく機会になればと思いますので、少しここを、何か具体的にタイミングですとか、それと、どういった場で、どういった形で検討し得るのかということについて、少し別途教えていただければと思います。

また、逆に、先ほども難しいとおっしゃったので、どこがどういう形で難しいのか、少し御示唆いただければと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、森専門委員、お願いします。

○森専門委員 ありがとうございます。私のほうからもの3点ございます。

ただ、今の本城先生のことに関しては、私も強く思っておりますので、まずは申し訳ありませんが、追い打ちをかけるようで、それについてお話をさせていただきたいと思えます。

少し私どもの小学校の事例になりますけれども、今回は、いわゆる学期ごとではなくて、単限ごとの評価に、今、切り替えている最中です。そうしますと、1学期の中で、各教科において、私はここが到達できていないねということが幾つか出てくると、それを今、補完するような形で別途どこかで手当をするということで、個別最適化を図るしか、方法がないのです。

その理由は、先ほどの標準授業時数で縛られています。もう既にクリアしている子であっても、その時間は算数をしなければいけないということで、そこに座っていると。でも、クラスの中では、そこを今一生懸命やらなくてはいけない子もあるということで、いわゆる個別最適といっても、クラスの中では、いまだに一斉授業を強いられているというところがございます。

ですので、私どももぜひ、撤廃してほしいということではなく、やはり緩和をさせていただいて、残りの何%かが、その子の個別最適に合ったようなカリキュラムを組めるような、そういったようなものを実現できれば、より今の文科省さんが行っておられる改革に沿うような形なのではないかなと思っているということです。

ですから、これは、ぜひお願いしたいということとは二項対立構造を崩すと言うことです。対面とオンライン、オンラインの中でも同期型と非同期型がある。あと協働的な学びだけではなく個人の学びのよさもある。こういったようなものを組み合わせていくことによって、教育の生産性を上げていく必要があるのです。

ですから、それは個別最適なものでもあるのですけれども、個別最適な指導でもあると思いますので、ぜひそういったようなことを、ぜひぜひ学校の単位で工夫できるようなバックアップをいただければなと思っております。

ちなみに、このGIGA StuDx、これはとてもいいと思えました。ぜひぜひこういうことを発信していただけるかと思うのですけれども、4月からということなのですが、いまだに私のほうは、初めて今日聞いたという形ですので、今後、さらなる推進をお願いしたいと思っております。

そして、戻りまして、1番目、2番目になるのですけれども、1番目は、中室先生がお

っしゃったような、いわゆる出停の問題。今回、私どもは、もうこれが分かっておりましたので、フルリアルオンラインで1限目から5限目まで組んで、この間も少しお話ししましたけれども、昼休みの時間まで全て入れて、出席と同じような時程で進んでいったにもかかわらず、これは先ほどの話であれば、出席をしなければならない日ではないということで、出停扱い。これが何かというわけではないのですけれども、現場の教員は、かなりがくっときています。ここまで頑張ったのに、これは、そういうふうには認めてもらえないのだなということで、そういう意味では、現場の士気はかなり下がっていると言わざるを得ません。頑張ってもこういうことなのだねということです。これは、お伝えしなければならぬと思っております。

今回は、決して個人の事情ではないと思っておりますので、これはやはり、出席しなければならない日ということで扱っていただく可能性はあるかなとお聞きしたいと思っております。

あと2点目になりますが、端末の持ち帰りの問題。私どもも導入する際に、いろいろな小学校を聞いてまいりましたら、いわゆる授業のときだけ使わせて、あとは保管庫に入れて管理して自由に使わせないという小学校がほとんどでした。でも、これですと、全くICTのよさが生かされていないのです。ですから子どもたちは、持ち帰るか、持ち帰らないかも含めて、しっかりとメディアリテラシー教育を行うということを併せてやっていると、こういったようなハード面でもソフト面でも、いまだに、いわゆる活用し切れていないといったような現状が出てしまうのではないかと思っておりますので、ぜひ、メディアリテラシーの教育の問題についても、お答えいただければ幸いです。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

私も知人のお母さんから、せっかく1人1台なので、これは、多分、アンケートで持ち帰っていますか、どうかというのを文科省さんが聞いたからかもしれませんけれども、毎日持って帰るだけ持って帰って、また何もせずに学校に持っていくというようなことを繰り返して、重いだけだというような声もちよっと聞いたりするのですが、メディアリテラシーも含めて、今の御回答をお願いします。

○文部科学省（淵上審議官） いずれも貴重な御指摘ありがとうございます。

最初の個別最適な学びに向けての工夫の在り方ということでございます。

御指摘のような單元ごとの評価で、きめ細かく、その評価をして、その到達度合いに応じて、さらにどういう次の手立てを講じていくのかというのは、極めて優れた実践事例だろうと思います。

そういう形の中で、今、私どもが想定しているのは、個に応じた指導ということで、発展的な学びを組み合わせることで、その子たちの協働的な学びと個別最適な学びがより実現できるのではないかと、これがこれまで想定していたやり方でございます。

これを今回の答申も踏まえて、また、GIGAスクール構想の環境整備の状況も踏まえて、次にどのように何ができるのかというのは、1つの大きなテーマだろうと思っています。

ただ、現時点で、何がどこまでできるのかというのは、しっかり検証したり、検討したりということが必要かなと思っています。

それから、GIGA StuDxチームの状況につきましては、私どもの広報が不足しております。GIGA StuDxチームも、がっかりしてしまうかと思imasので、彼らにも、ちょっと一緒になって、少し周知の仕方、広報の仕方も考えていきたいと思imas。

ちょっと私の説明が不十分だったのですけれども、チーム自体は、昨年12月から立ち上がってまして、この4月に現場の先生方を8人増員して、実際の現場でどういうものが使えるのだろうかとか、何を悩んでいるのかということ、実際に教壇に立っておられる方々の目で作っていただいて、それを文科省のものとして発信しているということでございますので、非常に参考になったり、あるいは悩みが共有できたりというものになっているかと思imasので、また、御活用をいただければと思imas。

それから、出席停止という表現ぶりがどうかというところはあるかと思imasのでけれども、個人の事情によらずに、学校に来なければならない日に当たらない日というものが、この出席を要しない日ということでございますので、出席とか欠席という概念からは外れていくということでございますけれども、先ほど来申し上げているように、オンラインを活用した特例の授業ということで、しっかり指導の記録としては残していくということでございます。

また、そのオンラインでの学習の中身というものも、学習の評価に反映することもできるということ。また、実際に登校することになった段階で、確認をした上で、再度、同じ内容を扱わなくてもいいということもお示しをしておりますので、実質的には、学びを止めないということで、扱いができるようになっておりますけれども、ただ、整理としては、先ほどのようなことになっております。

ここは、また、きちんと丁寧に説明をしていきたいと思imas。

それから、端末の持ち帰りにつきましては、これも基本的な問題意識は、森先生と私どもも共有できているかなと思imasのでけれども、私どもとしても、累次の通知の中で、子どもたちの、例えば、非常時における学びの保障の観点からも端末を持ち帰って、自宅の学習でICTを活用することは有効ですということをお伝えした上で、関係者と緊密に連携して、この利活用や指導のルール設定などの準備をしたり、あるいは保護者の方々とルールの確認をしたり、そういう環境をしっかりと整えて、端末の持ち帰りを安全・安心に行えるような環境づくりを進めてほしいということを行っているところでございます。

それから、持ち帰って何もしないということも、やはりよくないと思imasので、私どもとしても、例えば、参考となるようなチェックリスト、事例集、オンラインで学べるようなコンテンツ、こうしたもののお示しをしておりますので、それと連動しながら各学校での取組をさらに促していきたいと思imas。

○大槻座長 ありがとうございます。

森専門委員、よろしいでしょうか。

○森専門委員 ありがとうございます。コロナ禍もあって、GIGAスクール関係で、一気にハード面では追い風が来ていると思います。

ただ、今後は、やはりソフト面もともにということで、特に子どものなりすましですか、ゲーム依存とか、あとは、フィルターをかけていても、それをうまくやぶってくるとか、そういうものは、とがめもしますけれども、やはりしっかりしたりテラシーが必要なのかなと思っております。

あと、ゲーミフィケーション等も非常に有効ですので、子どもの学習というのは、本当に豊かなものかなと、私もっております。今後もよろしく願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

長らく遅れていたICT利活用が、GIGAスクール構想によって進展していくのは、とてもよろこばしいことだと思っていたのですが、残念ながら、今回、今日もそうですけれども、オンラインか対面とか、オンライン、ICTと対面が二項対立のようになってしまっている。

例えば、オンラインになったら学べなくなったみたいなことがあって、オンラインを否定する方々がいますけれども、それはオンラインになって学べなくなったという現象だけ見れば、そのことにこそ、日本の学校教育の問題点がある。簡単に言えば、与え続けられた教育から、本当は自ら学ぶ自律的な子どもたちを育成するという学びに転換しなければいけない。

本城委員もおっしゃっていましたが、そういった主体的な子どもたちをつくっていくために学びがあるはずだと、ある種、どんな力を身につけさせたいかという評価観の問題ですね。評価観を転換しなければいけない。当然、それは、先ほど議論になった、どんな教員を雇っていくか、雇用していくかという問題とも、つまり、教員に求められる力が、教える技術だけなのか、子どもが学んでいく技術を支援する役割なのかといった、そういった根本的な問題なのだと思うのです。

今、持ち帰りのことも随分話題になりましたけれども、持ち帰りをさせて、家庭で徹底的に学習をさせることが目的なのか、持ち帰りをする子どもたちが、それを道具のように扱って、家庭とか学校とか分け隔てなく、自分の学びに利活用できる子どもたちを育成するのか、その議論というのを文科省さんには、きちんと整理をしてもらいたい。

確かに、何かを行うと、全国からいろんな批判が来ます。そのことにとても丁寧に応えようとしている姿勢というのは、大変だと思うのですが、むしろ丁寧に応えるということよりも、あるべき姿をきちんと文科省が示して、その批判に対して、堂々と応えていくというのですかね、そのことがないと、一向にICT利活用が進まないと思うのです。

ICTを利用することが目的、利活用させることが目的になってしまっはけません。本当は、日常の生活に浸透していくというか、そういったことが本来の目的であるはずだと思います。

次に、出席か否かの問題について、少しお話をしておきたいと思うのです。例えば、個別最適な学びというのが、何かICTによってできて、協働的な学びが対面によりできるのだという印象を持っている方がすごく多いのですけれども、全然違いますね。本当は対面であっても、個別最適な学びができるし、協働的な学びができるし、オンラインであっても、協働的な学びは、対面のときよりもはかるにできるという方法もあるわけですね。

そういった二項対立をつくらないということが大切です。僕は校長という立場ですが、例えば不登校の子どもに対して、今まで卒業証書を何枚も渡してきました。

その子どもたちのほとんどは、美術も履修していないし、技術も履修していないし、体育も履修していない。でも、未履修の状態卒業証書を渡して、そこには全課程を修了したことを証するという卒業証書を渡すわけです。これは、校長の権限でできるわけですが、実態に即して、致し方なく、そういう現実があると。

でも、不登校の子どもが、オンラインで授業を受けることができれば、全然違ったことが起こるだろうし、これは不登校の子どもだけではなくて、病気療養だとか、長期入院の子どもにも言えます。僕は教育委員会時代に院内学級を、ある私立病院と協働して立ち上げたことがあるのですが、院内学級の子どもというのは、例えば、北海道の子どもが、どうしてもここでないと、東京のある特殊な病院に入院すると、そうすると、この子が、もし、院内学級がこの病院にあっても、この院内学級に入るためには、この病院の近くに自治体が設けている院内学級、つまり、病弱学級というものに転校しなければいけないので、北海道から東京のある学校に転校するわけです。だから、全く関係ないある学校に転校して、その病院内の院内学級で授業を受けると。

でも、オンラインというものが、もし日常的に可能になったら、そこら中にいる病気で困っている子どもたちが、自分の学校の籍を移すことなく授業を受けることができるのです。このことは、いろんな問題をはらんでいて、例えば、転校すると教科書すら違うのですよ。手続上、その教科書を、その子が使わない教科書をわざわざ買うのです。制度に合わせているわけです。北海道で学んでいた学校の教科書ではなくて、全然足も運んだことのない設置されている何々区立何々小学校の学校に転校して、そうすると、教科書が違っているから教科書をもらおうと、でも、その教科書で、院内学級で学ぶかという、所属は、この子の気持ちは北海道にあるわけです。そういう矛盾が起こっている。

僕は何を言いたいかというと、先ほどの一定の要件という言葉が、とても気になるのですけれども、その一定の要件も含めて、例外規定を国が示すことでは、僕はないと思うのです。今、日本の学校教育の大きな問題点というのは、文科省が何かやると、必ずどこかの自治体から批判が出る。かといってその自治体が自立的に動いているか、当事者として動いているかということ、当事者として動いているのではなくて、あれをしてくれ、これを

してくれと要求ばかりすると、だから、きちんと現場に当事者としての責任の所在を明確にするような、そういった規制緩和というか、そういう意味では、先ほど、本城委員とか、森委員がおっしゃったような標準授業時数もそうでしょうし、いろんな縛りを取っ払ってあげることによって、現場に責任の所在が明確になるということなのです。

もう一つだけお話しさせてもらいたいのですけれども、例えば、今週金曜日に東京に台風が来そうだと。実は、うちの学校は、オンライン授業をすることに決めました。それは、うちのオンライン授業の有効性が、保護者、生徒にとっても十分に認知されて、教員と信頼関係のもとに行われているからです。うちは、たった一本の批判ももらっていないのです。今回、2学期9月からオンライン授業を始めたのですが、現在は、今週の頭から対面に戻っています。たまたま、今度は台風が来るので、金曜日に関しては、またオンラインをしましようということにしています。

これは、オンラインか対面かという問題ではなくて、授業をどう担保するかということをおもひなが当事者として決定をしているから、そういうことができるわけです。批判をおそれずというのか、保護者、生徒たちも巻き込んで、当事者として、今の状況をどう改善していったらいいのかということが、常に現場で考えられるような仕組み、そのために国が細々と例外規定を作ってコントロールしようということをやめるべきだと、僕は思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、いかがでしょうか。

○文部科学省（淵上審議官） いずれも大切な、貴重な御指摘ばかりだったと思います。

1点目の対面かオンラインかの二項対立というものは、私どもも決して二項対立ということではなくて、それぞれをうまくハイブリッドで組み合わせながらやっていこうと、これが令和の日本型学校教育全体の流れでもあると思っておりますので、そこをしっかりと進めていきたいと思っております。

御指摘がありました。

○大槻座長 文科省さん、聞こえていますでしょうか、こちらに音声か。

○文部科学省（淵上審議官） 失礼しました。

二項対立のお話も、私どももオンラインか対面か、どちらかということではないと思っておりますので、しっかりそこを組み合わせながらやっていくということで、令和の日本型学校教育というの、それを念頭においてやっていると思っております。

それから、持ち帰りによって、どのような子どもを育てようとしているのかということのほうが大事だという御指摘もおっしゃるとおりだと思います。

私どもとしても、やはり最終的に自律的な学習者を育てていくということは、学習面で、そういう視点が大事だと思っておりますので、そのような意識で、教育委員会、各学校とも頭合わせしながら進めていきたいと思っております。

ただ、その際に、やはり発達の状況ですとか、子どもそれぞれの状況というのがありますので、それは、それぞれの状況に応じながら、それぞれの学校や地域で丁寧に見とりながら、そういう方向を目指してやっていくのだろうとっております。

これも先ほど工藤先生からの御指摘にありましたように、学校だけでできることでもないと思います。持ち帰りの学習環境というものを、どのように子どもを中心にしてよりよいものにするのかというのは、家庭ともちゃんとキャッチボールをして、最適な環境というものを作り上げていくということが大事だろうとっております。

それから、責任の所在を明確にするような規制緩和ということでございます。これも非常に大事な視点でございます。学校教育システム全体は、全国共通のシステムでございますので、この共通性と、それから個別性といいますか、地域性、こうしたもののバランスというものを常に我々も考えていかないといけないのだろうとっております。学校教育、とりわけ義務教育というものの持っている性格ですとか、その果たす、国全体に対しての役割というものを、どこまで捉えて、加えて、各学校の裁量の範囲というものをどうやって広げていくのかということは、常に頭に置きながら考えていきたいとっております。

そういう中でも、現状でも、様々な、これは釈迦に説法ですけれども、工藤先生が、これまで公立学校で実践されてきたような例でも、実際できる部分というのは、今の枠組みの中でもたくさんあるというのも事実だと思いますので、そうした事例も我々も共有しながら、各学校でいろいろな工夫が進められるような取組を進めていこうと思います。

以上です。

○大槻座長 よろしいでしょうか。

○工藤専門委員 1つだけ、文科省さんが例外規定も含めて、やはりコントロールしていかなくてはいけないというのは、現実的にはよく分かります。ただ、規定を作る際に、SDGsの考え方というのですかね、誰一人取り残さないということを前提に規定を作っていく。つまり、弱者が取り残されるということがないように、例えば、不登校や病弱の子どもが、オンラインでは授業は駄目ですとか、または、たまたま何らかの理由で、今は学校に来られないという子どもが、オンラインでは駄目ですよと、それは授業として認めませんよ、みたいなことが起こらない、やはり結果としてきちんと子どもの学びが確保されるような方向で、例外規定を作っていただきたいと思いますね。そこだけよろしく願いしたいと思います。

○大槻座長 文科省さん、一言、ありますか。

○文部科学省（淵上審議官） 非常に大切な指摘だと思います。しっかり受け止めたいと思います。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

そろそろ時間となりますので、議論のほうは尽きませんが、ここまでにしたいと思います。

一言まとめさせていただきますが、後半のオンライン教育についてですが、御説明あり

がとうございました。各学校で今後もオンライン授業が実施できる環境の整備並びに児童生徒及び保護者が安心してオンライン授業を受けられるようにするため、オンラインによる授業参加を出席とするための要件の整理並びに検討、そして、情報リテラシー教育をはじめとするソフト面のルール整備等を、文部科学省さんにおかれましては、速やかに検討し、実施していただきたく思います。

また、今日議論に出ました、個別最適化され、かつ、協働的な学びの実現に向けて、もう一步踏み込んだ施策についても、改めて御検討いただければと思います。

本日、各委員から御意見をいただいた事項につきましては、後日、文部科学省さんの対応状況をまた確認させていただきますので、具体的かつ実効性のある制度改革の実現に向けて、引き続き速やかに御検討いただき、必要な措置を講じていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。文科省さん、ありがとうございました。

○文部科学省（淵上審議官） 御指摘ありがとうございます。

1点だけ、今、座長のほうからお話のあった出席とするための要件の検討ということでございますけれども、そこにつきましては、先ほどの3月の両大臣合意の中で、児童生徒同士が直接触れ合うことが基本であるということもございますので、そこも踏まえた上で、考えさせていただきたいと思います。

○大槻座長 かしこまりました。ありがとうございました。

それにて、本日の議題は、全て終了いたしましたので、会議は、ここまでとしたいと思います。次回のワーキングについては、事務局より追って連絡いたします。

事務局、ほかに何かございますでしょうか。

○黨参事官 特にございません。

この後、構成員の先生方には、打合せがございますので、構成員の先生方は、このまま、時間のある方は残っていただきたいと思います。それ以外の方は、退出をお願いいたします。